

前　号　目　次

論　　説

- 取締役の競業取引 服 部 育 生
不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性（10）
—— オーストリア法における責任原理論の
展開を参考にして—— 前 田 太 朗

判例研究

- 性的な関心・欲望を動機として被害者居室内に隠匿設置したスマホを
約6km、約12km の距離にある場所から遠隔操作して被害者居室内を
窃視した行為につき、「好意または怨恨の感情充足目的」による
「付近において見張り」に該当すると認定された事例
—— 名古屋地判平29・11・15判例集不登載
(平29(わ) 986、1176) —— 原 田 保
不採算事業からの撤退判断と取締役の善管注意義務
—— 名古屋地判平成29年2月10日金融・商事判例
1525号50頁 —— 村 上 康 司